

郡山市告示第509号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定に関する件（令和6年郡山市告示第524号）により指定した要措置区域については、同法同条第4項に基づき、同法同条第1項の指定の事由がなくなつたと認められるため、次のとおり指定を解除する。

令和8年3月18日

郡山市長 椎根 健雄

- 1 指定を解除する区域
郡山市富田町字向館113番

- 2 要措置区域の指定に当たり、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) テトラクロロエチレン
 - (2) トリクロロエチレン
 - (3) 1,1-ジクロロエチレン
 - (4) 1,2-ジクロロエチレン
 - (5) クロロエチレン

- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完